

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和7年6月20日付けで行った文書「令和6年度瀬戸市14公民館の指定管理事業報告書の行事活動費に係る各事業についての瀬戸市公民館指定管理者業務仕様書8(3)に定める収支報告書」の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が令和7年8月22日付け7瀬コ第68-2号で行った公文書一部開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和7年6月20日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和7年8月22日付け7瀬コ第68-2号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示（文書不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 瀬戸市文書取扱規程第3条第1項「事務処理は、文書を作成して行うことを原則とする」とあるように、行政事務遂行の報告は、文書をもって行うのが原則である。

開示請求した文書は、会計に関する文書であるため、原則通り文書での報告を求めるべきである。

イ 収支報告書を文書で残すことにより、事業の実績や収支状況を課内で共有し、今後の指定管理業務の適切な運用に資するとともに、市民に対しての説明責任を果たすことにもなる。

ウ 当初の不開示決定が取り消され、テーマ型生涯学習事業に関する収支報告のみ後日開示された。テーマ型生涯学習事業について文書での報告を求めるならば、他の行事活動費についても文書での開示を求めることが当然ではないか。

以上、公文書一部開示処分を取り消し、全部を開示すべきである。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

瀬戸市公民館指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）8(3)に定める収支報告について、書面での報告を必須としておらず、処分庁は、指定管理者が作成している出納帳を確認することにより収支状況を把握している。そのため、審査請求人が求める文書を保有していないため、開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和7年 6月20日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和7年 7月 4日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和7年 7月 8日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
※この審査請求は、後日取下げ。
令和7年 8月22日 処分庁は公文書不開示決定通知の取り消し及び公文書一部開示決定通知書を送付
令和7年 8月26日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和7年 9月26日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和7年10月24日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和7年11月13日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和7年12月12日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

市は仕様書に定められた各々の業務の履行を確認した上で事業報告を承認しているものであるから、仕様書に定められた収支報告の文書は存在するはずである。

また、市は、報告は文書で行うことは必須ではないと主張しているが、瀬戸市文書取扱規程では事務処理は文書で行うことを原則としているため、収支報告も文書でもって行われているはずである。さらに、収支報告をすべき事業も70近くあると見受けられるが、それらを全て口頭で報告を受けることは考えられない。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 事業ごとの収支報告書を求めているかを確認した。

処分庁によると、事業ごとの収支報告書は求めておらず、全体のものしか求めているとのことであった。またそれは、仕様書10(2)に規定する年度終了後の事業報告書に含めて行われているとのことであった。

イ 処分庁は仕様書のとおり収支報告を求めているとのことであったため、仕様書の記載を確認した。

仕様書8(3)をみると、「収支報告を行うこと」とあり、報告方法について明記されていなかった。一方、仕様書9では「事業計画書」、仕様書10では「事業報告書」について定められており、それらについては文書での作成が想定されているが、収支報告については「収支報告書」とはされていないことも確認した。

ウ 全体の収支の報告のみにもかかわらず、テーマ別生涯学習講座についてのみ文書での報告を求めた理由を確認した。

処分庁によると、テーマ別生涯学習講座は自主事業とは異なり、市が委託して実施したものであったため、テーマに沿った企画運営がなされているかの確認のために求めたということであった。

エ 今後、もう少し詳細な報告を受けることは検討されているか確認した。

処分庁によると、公民館事業の健全化のため、今後事業報告書の内容について検討するとのことであった。

したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、存在するはずであると審査請求人が主張する「令和6年度瀬戸市14公民館の指定管理事業報告書の行事活動費に係る各事業についての瀬戸市公民館指定管理者業務仕様書8(3)に定める収支報告書」については存在しないという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、条例第1条の観点から補足的に意見を述べる。

条例第1条は「市の諸活動を市民に説明する責務」について定めている。これは、行政と市民の関係を厳粛な信託と捉え、受託者である行政は信託者である市民に対して「説明する責務」を負うことを明らかにしたものである。

処分庁によれば、仕様書のとおり事務を運営しているとのことであったが、公民館事業の健全化のために今後事業報告書の内容について検討するとのことであった。

市民に説明する責務が全うされるよう、今後の検討に期待したい。